

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

マイナンバー制度の円滑な導入に向けた取組について

資料 1 マイナンバー制度の円滑な導入に向けた取組について

資料 2 「マイナンバーを利用する事務等を定める条例制定の基本的な考え方（案）」に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

資料 3 マイナンバーを利用する事務等を定める条例制定の基本的な考え方

平成 27 年 6 月 10 日
総務局

マイナンバー制度の円滑な導入に向けた取組について

1 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）とは

- 平成 25 年 5 月に制定された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）等に基づく制度です。
- 個人番号（マイナンバー）は、国の行政機関や地方公共団体などの複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤になるものです。
- マイナンバーを利用することで、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会の実現などの効果が期待されます。



- 平成 27 年 10 月に、住民票を有する全ての方に一人一つのマイナンバー（12 桁）が通知されます。
- 平成 28 年 1 月から、**社会保障・税・災害対策**の行政手続において市や国の行政機関等に対してマイナンバーの告知が必要となります。

2 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の効果等

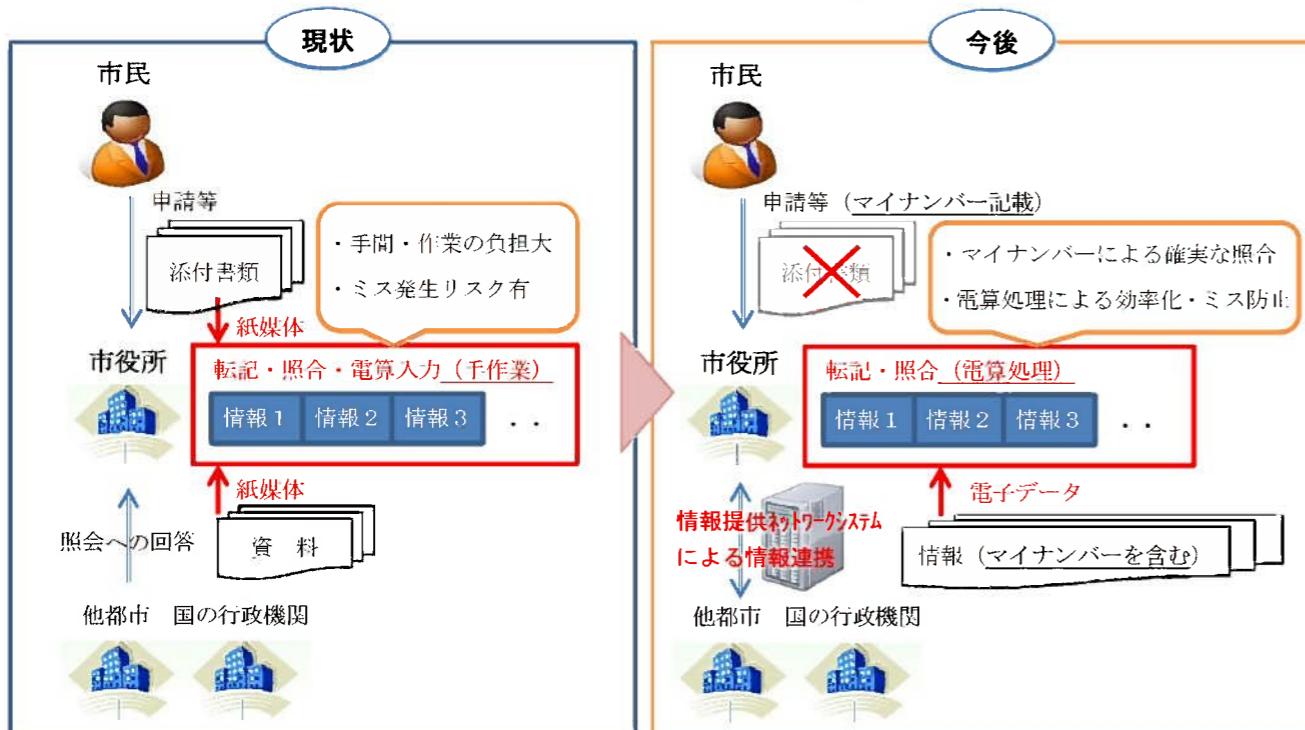
（1）行政の効率化

【現 状】

- ・市民に提供するサービスの受給判定等のために、市民、他自治体、関係機関等の外部から收受した情報を確認する手間・作業の負担が大きい。（間違いなく同一の本人に関する情報であるかなどの確認）
- ・外部から提供されたデータと自治体内で保管するデータとを結びつける作業時に、転記・照合・電算入力ミスが発生する可能性があります。

【マイナンバー制度開始後】

- ・市民に提供するサービスの受給判定等のために、他自治体、関係機関から、情報提供ネットワークシステムを使用して、同一の本人に関する情報を効率的かつ確実に收受することができます。
- ・国が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを通じて外部から提供されたデータは、マイナンバーをキーにしたシステム上の処理により、自治体内で保管するデータと結びつけることができるため、転記・照合・電算入力ミスが発生するリスクが減ります。



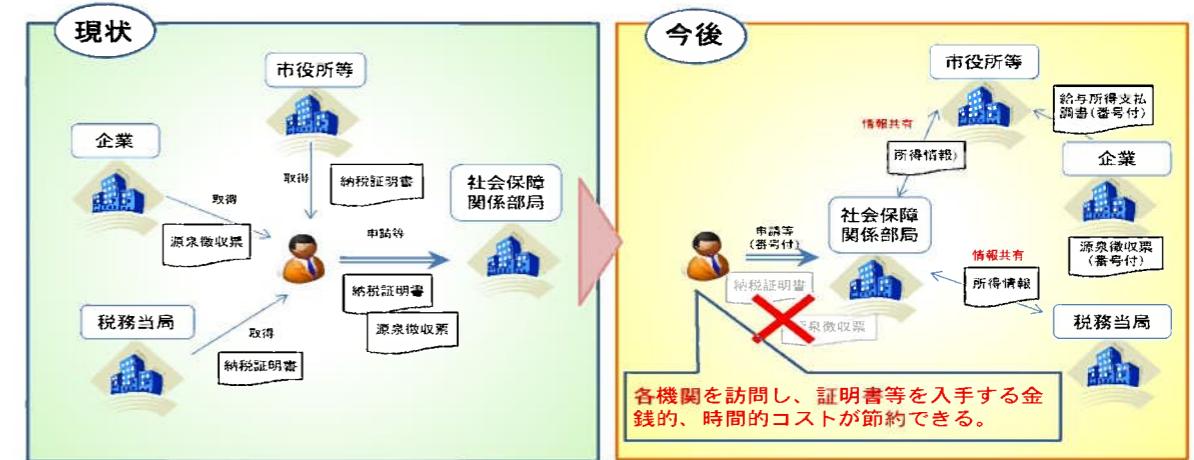
（2）利便性の向上

【現 状】

- ・社会保障給付等の申請を行う際に、申請書に添付する書類を揃えるため、関係機関を回る必要があります。

【マイナンバー制度開始後】

- ・社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた自治体等が、関係機関に情報提供ネットワークシステムを使用して照会することで取得することができるため、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されることとなります。

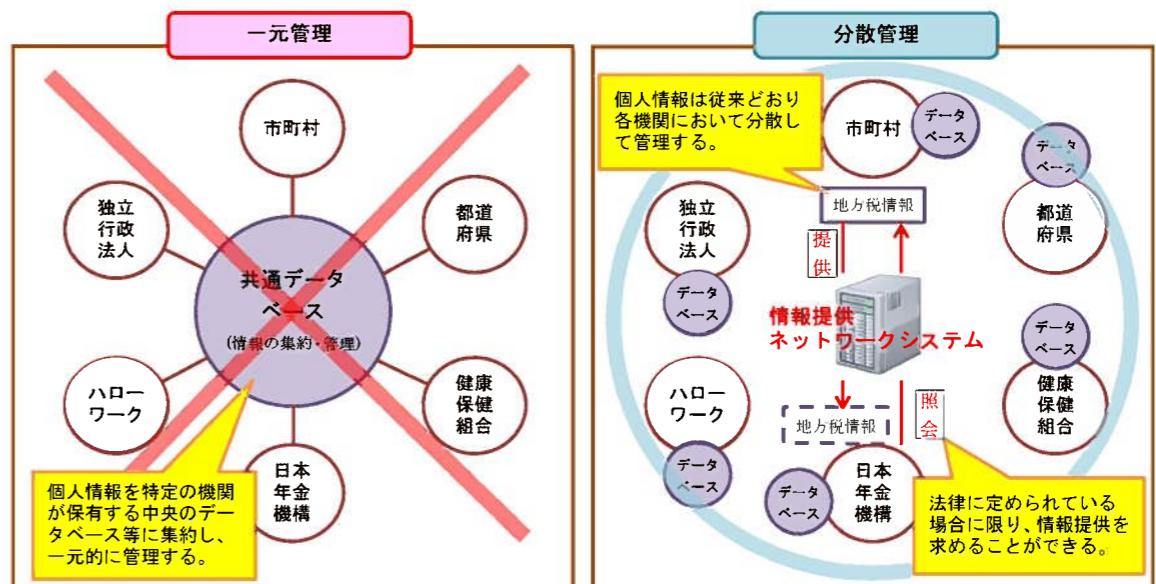


（3）公平・公正な社会の実現

- ・他自治体や国の行政機関等との間の情報連携により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや不正受給等を防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うようになります。

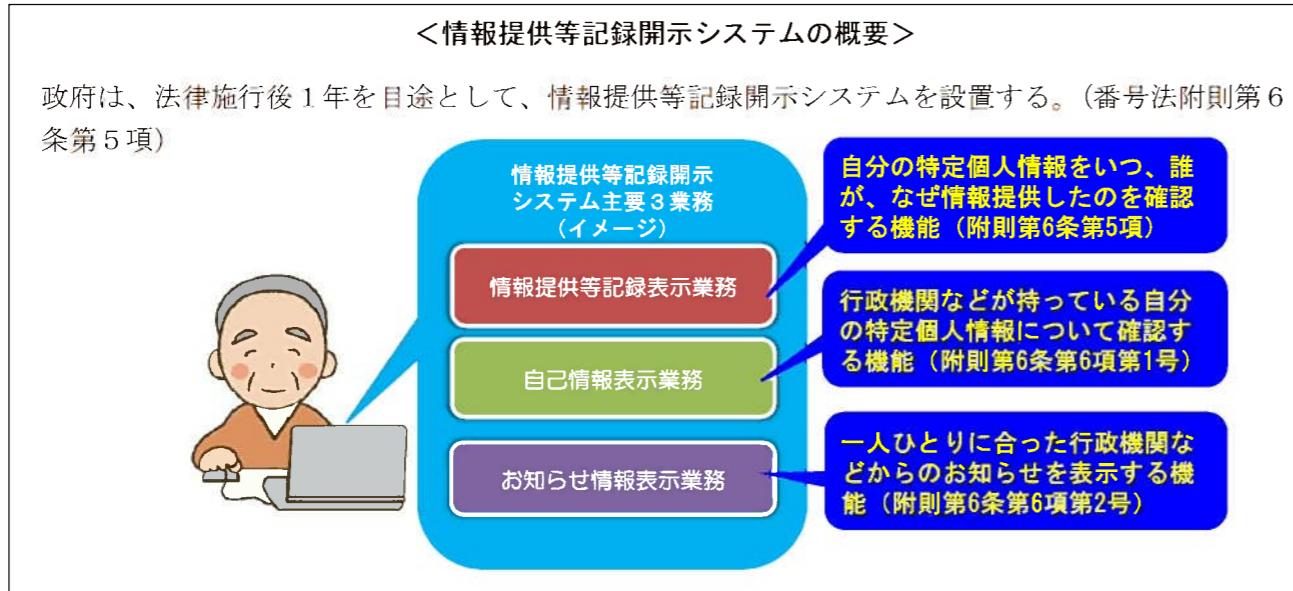
（4）個人情報の適切な管理・保護対策

- ・マイナンバー制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）で定められるものに限り、国が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して情報の照会・提供を行うことができる「分散管理」の方法がとられます。



マイナンバー制度の円滑な導入に向けた取組について

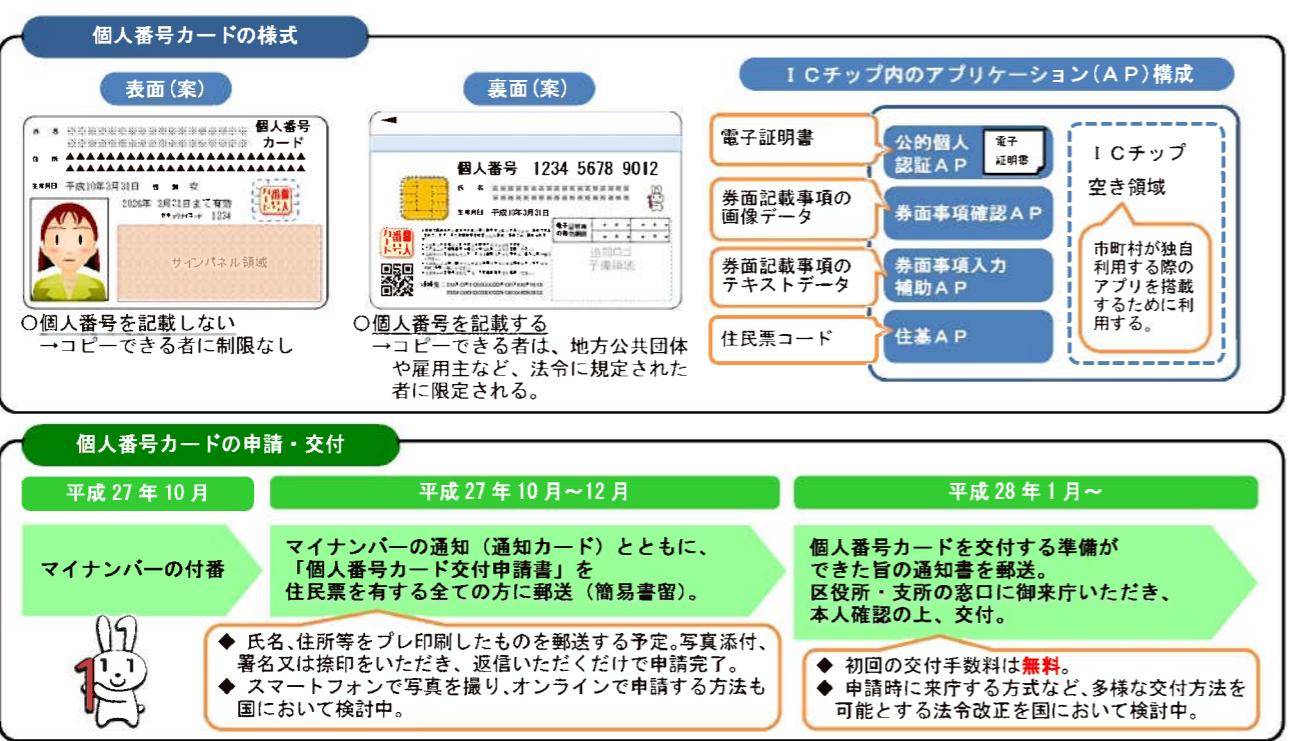
- マイナンバーを使って自分の個人情報がどのようにやりとりされているかを自分で確認できる手段として、平成 29 年 1 月から情報提供等記録開示システム（マイナポータル）が稼動する予定です。



- マイナンバーをその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の適正な取扱いについて特定個人情報保護委員会による監視・監督が行われるとともに、国の行政機関や地方公共団体等に特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。

3 今後の主なスケジュール

- 平成 27 年 10 月から、住民票を有するすべての方にマイナンバーを通知するカードを郵送します。
- 平成 28 年 1 月から、社会保障、税、災害対策の行政手続において市や国の行政機関等に対してマイナンバーの告知が必要となります。また、希望される方に対して個人番号カードの交付を開始します。



- 平成 29 年 7 月から、地方公共団体と他の行政機関等との間で情報提供ネットワークシステムを使用した情報のやりとりが開始されます。（＝マイナンバー制度の本格運用開始）

4 マイナンバー制度を支える 4 つの仕組みと川崎市の取組等

（1）4 つの仕組みに関する取組

① マイナンバーを付番・通知する仕組み

住民票を有する全員に、重複することのない、最新の基本 4 情報（氏名、住所、性別、生年月日）と関連付けられた新たな「マイナンバー」を付番し、市民に通知するための仕組み

→ 区役所事務サービスシステムの改修等の取組を進めています。

② 本人確認を行う仕組み

自分が自分であること、自分の個人番号の真正性を証明する仕組み

⇒ 本人確認のツールとして「個人番号カード」を交付します。

→ 区役所等における個人番号カードの交付手法・交付体制の確立に向けた取組を進めています。

→ 個人番号カードを普及させるため、カードに搭載される公的個人認証の機能を用いたコンビニエンスストアにおける各種証明書（住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、市民税・県民税課税額（非課税、免除）証明書、戸籍の附票の写し、戸籍全部（個人）事項証明書）の発行サービスの開始に向けた取組を進めています。（平成 28 年 1 月以降にサービス開始予定）

③ 情報連携を行う仕組み

機関ごとに管理している同一人の個人情報を紐付けし、機関間で相互に活用する仕組み

⇒ 国が設置・管理する「情報提供ネットワークシステム」を使用して連携する。

→ 市税システムや新福祉総合情報システムなどのマイナンバーを利用する業務に係るシステムの改修等の取組を進めています。

④ 特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の保護のための仕組み

個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止し、市民の信頼を確保するための仕組み

→ 川崎市個人情報保護条例の改正に向けた取組を進めています。（平成 27 年 6 月に改正議案上程）

→ 特定個人情報保護評価を順次実施しています。

＜特定個人情報保護評価とは＞

- 特定個人情報ファイルの保有による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言する（公表する）ものです。
- 番号法等の規定に基づき、①当該特定個人情報ファイルに記録される本人の数、②当該特定個人情報ファイルを取り扱う者の数、③評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、特定個人情報保護評価の種類（基礎項目評価・重点項目評価・全項目評価）を判断します。
- 全項目評価の実施に際しては、番号法等の規定に基づき、①評価書の案を公示し広く市民等の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行うとともに、②専門性を有する第三者による点検（以下「第三者点検」といいます。）を受けることとします。

＜実施状況＞

- 全項目評価を実施する事務のうち、「住民基本台帳の整備」、「地方税の賦課徴収等」については、近日中に評価書をホームページで公表します。
- 全項目評価を実施する事務のうち、「国民健康保険による保険給付の支給等」、「予防接種法による予防接種の実施等」については、市民等への意見募集を実施済みです。
- その他の事務については、平成 27 年 8 月頃までに順次実施し、結果をホームページで公表します。

（2）その他の取組

- 川崎市独自のマイナンバーの利用、特定個人情報の提供、個人番号カードの利用等を定める条例の制定に向けた検討を進めています。

⇒ 条例制定の基本的な考え方（案）に対するパブリックコメント手続を実施しました。（平成 27 年 2 月 19 日から平成 27 年 3 月 20 日まで）
- マイナンバー制度に対する市民の認知度の向上、個人番号カードの交付申請の方法やマイナンバー制度の開始に伴い注意すべき点などの周知を目的とした広報を、国による広報の内容を踏まえながら実施します。（市独自のポスター、チラシ、市政だより、市ホームページ等）

「マイナンバーを利用する事務等を定める条例制定の基本的な考え方（案）」 に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

平成 25 年 5 月に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）が制定され、同法第 9 条第 2 項に基づくマイナンバーの利用、第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供、第 18 条に基づく個人番号カードの利用について、地方公共団体等が定める条例に委任されたことから、本市におけるこれらの内容を定める条例制定の基本的な考え方について、市民の皆様から御意見を募集いたしました。

意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する市の考え方等について、次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	「マイナンバーを利用する事務等を定める条例制定の基本的な考え方（案）」について意見を募集します。
募集期間	平成 27 年 2 月 19 日（木）から平成 27 年 3 月 20 日（金）まで
提出方法	郵送、ファクシミリ、電子メール、持参
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・かわさき情報プラザ（市役所第 3 庁舎 2 階） ・各区役所（市政資料コーナー） ・市政だより ・チラシ（区役所、支所、出張所、図書館、市民館等）
結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・かわさき情報プラザ（市役所第 3 庁舎 2 階） ・各区役所（市政資料コーナー）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	4 通（12 件）
郵送	2 通（8 件）
ファクシミリ	0 通（0 件）
電子メール	2 通（4 件）
持参	0 通（0 件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメント手続の実施により提出された御意見は、概ね「マイナンバーを利用する事務等を定める条例制定の基本的な考え方（案）」の趣旨に沿った御意見や質問・御要望等の御意見であったことから、「マイナンバーを利用する事務等を定める条例制定の基本的な考え方」に沿って条例案を作成し、議会に提出いたします。

※ 条例案を議会に提出する時期については、平成 27 年 6 月を予定しておりましたが、条例に定める事務等を精査するために必要となるマイナンバーを利用する事務等の詳細を定める番号法の主務省令の一部が公布されていないこと、番号法の改正案が国会に提出されていることなどの状況変化を踏まえ、平成 28 年 1 月のマイナンバーの利用開始前の適切な時期までに条例案を議会に提出することといたします。

(1) 御意見に対する市の考え方の区分説明

- A 御意見の趣旨を踏まえ、新たに考え方（案）に反映したもの
- B 考え方（案）の趣旨に沿った御意見であり、既に考え方（案）に反映されているもの
- C 御意見の趣旨を踏まえ、今後検討するもの
- D 考え方（案）に対する要望・質問等であり、内容を説明・確認するもの
- E その他の御意見（マイナンバー制度全般に対する意見・要望等）

(2) 御意見の件数と対応区分

項目	A	B	C	D	E	計
ア マイナンバー利用の基本的な考え方（4件）	4					4
イ 特定個人情報の提供の基本的な考え方（0件）						0
ウ 個人番号カードの利用の基本的な考え方（3件）	1		2			3
エ その他マイナンバー制度全般について（5件）				5	5	5
合 計	0	5	0	2	5	12

(3) 具体的な御意見の内容と市の考え方

ア マイナンバー利用の基本的な考え方（4件）

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	特定個人情報が第三者に漏えいすることのないよう対策を講じるべき。 (同趣旨の意見 計3件)	本市では、「川崎市情報セキュリティ基準」を定め、これに基づき情報セキュリティ対策を講じているところですが、マイナンバー制度の施行後においては、この基準に加えて、国の委員会である特定個人情報保護委員会が定めている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」に従って、特定個人情報を適正に管理するための措置を講じてまいります。	B
2	市民（本人）が窓口でカードを提示し申請等の手続きを行った際、他の部署において当該申請等の個人情報が利用される場合、自分が手続きした窓口で、自分の個人情報がどのように利用されるのかを説明して欲しい。	特定個人情報を他の行政機関等に提供できる場合や川崎市の他の部署で利用できる場合については、法律や条例に規定されたものに限られます。市民から求められた場合には、マイナンバーを利用する事務ごとに、当該事務の処理に関して保有している特定個人情報の提供先や府内の他部署への移転先を分かりやすく説明するよう努めてまいります。 また、国において、平成29年1月までに情報提供等記録開示システムの整備が予定されており、このシステムにアクセスすることにより、川崎市と他の都市や国の行政機関等との間での情報のやり取りの記録を閲覧することができるようになる予定です。	B

イ 特定個人情報の提供の基本的な考え方（0件）

ウ 個人番号カードの利用の基本的な考え方（3件）

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
3	個人番号カードを紛失した際などにその乱用を防止する仕組みが必要である。	<p>個人番号カードを紛失した場合のカード乱用防止の仕組みとして、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が設置するコールセンターに連絡することで、カードの機能を停止することが可能となる予定です。</p> <p>また、個人番号カードにはパスワードが設定される他、税や年金等のプライバシー性の高い個人情報は記録されません。</p> <p>さらに、個人番号カードの紛失により、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、マイナンバーの変更が可能です。</p>	B
4	個人番号カードにはどのような情報が記録されるのか。	個人番号カード（ICチップ）に記録されるのは、券面記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の写真等）、公的個人認証に係る電子証明書など、あらかじめ記録されている事項の他、市町村が条例で定めた事務を処理するために必要な事項等に限られ、税や年金等のプライバシー性の高い個人情報は記録されません。	D
5	個人番号カードに記録された情報の一部を本人からの申し出により削除することができるのか。	個人番号カード（ICチップ）にあらかじめ記録される券面記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の写真等）、公的個人認証に係る電子証明書等は、マイナンバーを利用する事務手続きにおいて、いわゆる「なりすまし」を防止するための本人確認の措置等に必要な情報であり、本人からの申し出により削除するなどの対応は全国一律に予定されておりません。	D

エ その他マイナンバーカード制度全般について（5件）

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
6	マイナンバーカード制度の導入による行政手続の簡素化に伴い、区役所・市役所の人員削減を行うべき。 (同趣旨の意見 計2件)	本市では、平成26年度及び平成27年度を対象期間とする「川崎市行財政運営に関する改革プログラム」に基づき、社会状況の変化等を踏まえ、既存の組織についての適正な組織規模や職員配置のあり方を常に検証し、簡素で効率的かつ責任体制を明確にした執行体制の整備を進めているところですが、平成28年度以降についても、今後策定予定の「(仮称) 行財政改革に関する計画」の中で、マイナンバーカード制度の施行を含む社会状況の変化等を踏まえながら、効率的・効果的な執行体制の構築に努めてまいります。	E

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
7	マイナンバー制度の施行に際し、住民基本台帳を有効に活用することが重要である。	住民基本台帳ネットワークは、マイナンバー制度の運用に欠かせない基盤の一つとして、本人確認等のために引き続き利用することが予定されています。	E
8	特定個人情報保護評価について分かりやすく説明する必要がある。	既に川崎市ホームページにおいて、特定個人情報保護評価の概要等の情報を掲載しているところですが、今後も市政だより等の様々な媒体を通じて、特定個人情報保護評価を含む特定個人情報の保護対策について説明してまいります。	E
9	通知カードはどのように郵送されるのか。	通知カードは簡易書留により郵送する予定です。	E

マイナンバーを利用する事務等を定める条例制定の基本的な考え方

■ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入

- 平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）が公布され、マイナンバー制度の導入が決定された。

<主なスケジュール>

- 平成27年10月 個人番号（マイナンバー）の付番・通知
- 平成28年1月 マイナンバーの利用開始、個人番号カードの交付開始
- 平成29年7月 地方公共団体と他の行政機関等との間でマイナンバーを利用した情報のやりとり（照会・提供）開始（＝マイナンバー制度の本格運用開始）

■ 条例制定の趣旨

- 番号法は次の事項を地方公共団体が定める条例に委任している。

1 地方公共団体独自のマイナンバーの利用（番号法第9条第2項）

地方公共団体の長その他の執行機関は、社会保障・税・災害対策に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるもの（以下同じ。）の処理に関して保有する特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイルをいう。以下同じ。）において、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度でマイナンバーを利用することができます。

2 地方公共団体内の他の執行機関への特定個人情報の提供（番号法第19条第9号）

地方公共団体の執行機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の執行機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）を提供することができる。

3 地方公共団体独自の個人番号カードの利用（番号法第18条）

地域住民の利便性の向上に資するものとして地方公共団体の条例で定める事務を処理するために、個人番号カードのICチップの空き領域を利用することができる。

- 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入趣旨である「行政の効率化」、「利便性の向上」、「公平・公正な社会の実現」に資する、上記1～3の内容を定める条例を制定するもの。
⇒「（仮称）川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例」の制定

1 川崎市（条例）におけるマイナンバー利用の基本的な考え方

※別紙「条例に基づくマイナンバー利用のイメージ」を併せて参考

（1）法定事務以外の事務におけるマイナンバー利用

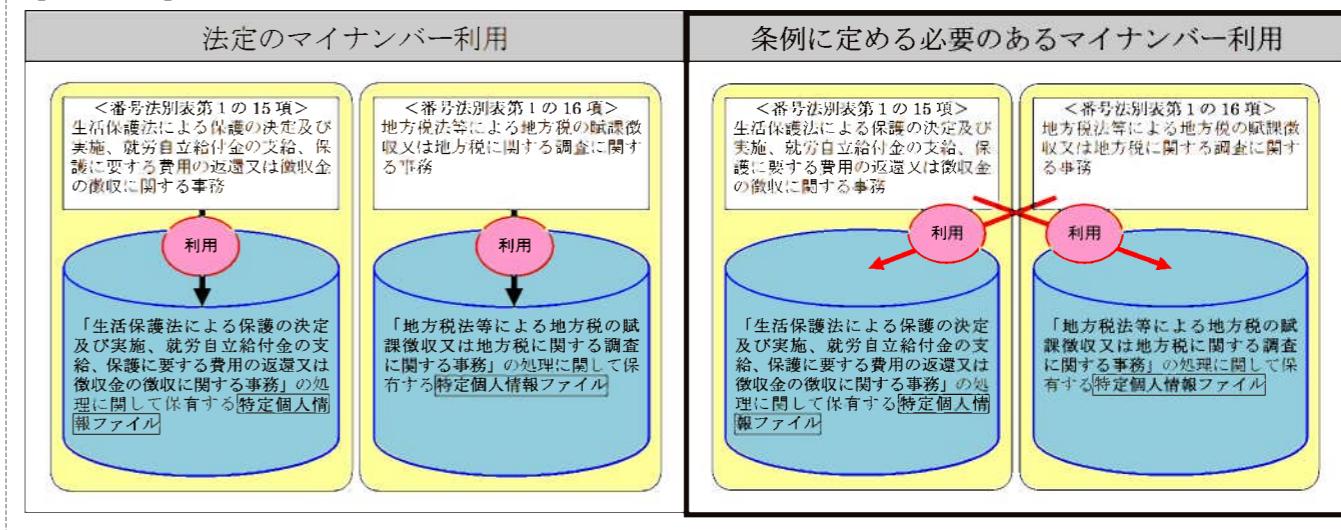
- ア 番号法別表第1の下欄に掲げる事務（以下「法定事務」という。）以外の事務であって、法定事務と一体的に実施されるなどの理由で、マイナンバーを利用しないと事務の遂行に支障をきたすこととなるものについては、法定事務と同時に平成28年1月から、当該事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度でマイナンバーの利用を開始するものとする。
- イ アの事務を除く法定事務以外の事務については、マイナンバー利用の効果は他の行政機関等との間でマイナンバーを利用した情報のやりとり（照会・提供）を行う場合に顕著となることから、その効果を踏まえ、情報の照会・提供が開始される平成29年7月を目指して、当該事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度でマイナンバーの利用を開始するものとする。
- ウ 条例においては、ア、イのいずれについてもマイナンバーの利用範囲が明確になるよう個別具体的に事務を定めるものとする。（ここで定める事務を以下「独自事務」という。）

（2）役所内の情報連携のためのマイナンバー利用（法定事務関係）

<前提>

- ・ 番号法第9条第1項では、法定事務を処理するために、当該法定事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいてマイナンバーを利用すること（以下「法定のマイナンバー利用」という。）を認めているが、他の法定事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいてマイナンバーを利用することは認めていない。
- ・ したがって、例えば役所内の情報連携により、地方税に関する事務を処理するために、同一執行機関が生活保護の事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて、マイナンバーを利用して保護の実施に関する情報等を検索する場合には条例に定める必要がある。

【イメージ】



- ア 他の行政機関等との間での情報のやりとり（番号法別表第2に規定される範囲で行われる同法第19条第7号の規定に基づく他の行政機関等との間での情報の照会・提供）と同じ内容のやりとりを川崎市の同一執行機関内の情報連携により実現することは番号法の趣旨に合致するため、法定のマイナンバー利用が開始される平成28年1月から、同表第2欄に掲げる事務を処理するために、同表第4欄に掲げる特定個人情報であって川崎市の同一執行機関が保有するものにおいて、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度でマイナンバーを利用するものとする。
- イ ア以外のケースについては、行政の効率化や市民の利便性の向上等につながるものに限り、平成28年1月からマイナンバーを利用するものとする。
- ウ 条例においては、アについては下線部の内容を包括的に定め、イについてはマイナンバーの利用範囲が明確になるよう個別具体的に事務及び特定個人情報を定めるものとする。

（3）役所内の情報連携のためのマイナンバー利用（独自事務関係）

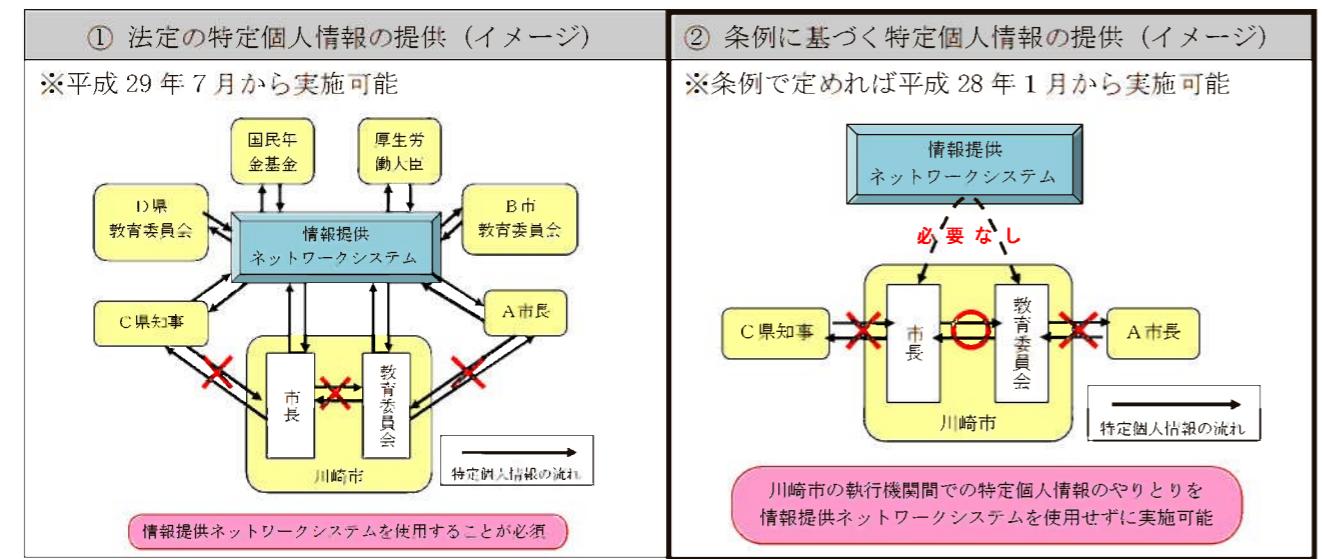
- ア 行政の効率化や市民の利便性の向上等につながるものに限り、独自事務を処理するために、川崎市の同一執行機関が法定事務又は他の独自事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度でマイナンバーを利用するものとする。
- イ 条例においては、マイナンバーの利用範囲が明確になるよう個別具体的に事務及び特定個人情報を定めるものとする。

マイナンバーを利用する事務等を定める条例制定の基本的な考え方

2 川崎市(条例)における特定個人情報の提供の基本的な考え方

<前提>

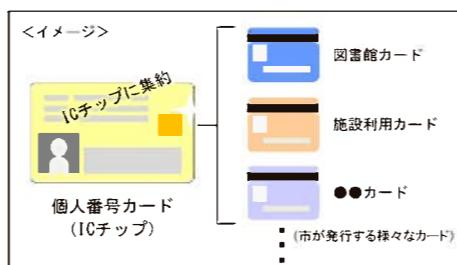
- 番号法第19条各号に特定個人情報を提供できる場合が定められており、主なものは次のとおり。
- ① 番号法別表第2の第1欄に掲げる者が、第3欄に掲げる者に対し、第2欄に掲げる事務を処理するために必要な第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。(根拠: 番号法第19条第7号)
 - ② 地方公共団体の執行機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の執行機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。(根拠: 番号法第19条第9号)



- ア 法定の特定個人情報の提供（番号法別表第2に規定されているもの）のうち川崎市の執行機関の間で行われるものについては、他の行政機関等との間で情報連携が開始される平成29年7月以前であっても、市民の利便性の維持・向上のために実施する必要がある場合、法定のマイナンバー利用が開始される平成28年1月から情報提供ネットワークシステムを使用せずに実施するものとする。
イ 条例においては、特定個人情報の提供範囲が明確になるよう個別具体的に提供する特定個人情報及び当該特定個人情報の利用目的を定めるものとする。

3 川崎市(条例)における個人番号カードの利用の基本的な考え方

- ア 川崎市が発行している既存カードを個人番号カードに集約するなど、市民の利便性の向上等につながる個人番号カードの利用について、システム更新のタイミングなどを踏まえながら実施するものとする。
イ 条例においては、個人番号カードの利用範囲が明確になるよう個別具体的に利用目的を定める。



■ 今後のスケジュール（予定）

- 平成27年2月19日～3月20日 市民意見の募集
- 平成27年3月1日 市政だより（1日号）に市民意見の募集内容を掲載
- 平成27年6月 総務委員会に市民意見の募集結果を報告
「(仮称) 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例」制定議案の上程・審査・採決
- ～平成27年12月 条例の施行（以降も必要に応じて改正）

※番号法参考条文

(利用範囲)

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができます。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができます。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3～5 略

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～六 略

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求める場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 略

九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十～十四 略

※番号法別表第1について

番号法第9条第1項の規定に基づくマイナンバーを利用してできる機関及び事務を列挙している。（98の項から成る。）

【別表第1（一部抜粋）】

【上欄】		【下欄】	
15 都道府県知事等	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
16 都道府県知事又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
68 市町村長	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの		

※番号法別表第2について

番号法第19条第7号の規定に基づく特定個人情報を提供できる場合を列挙している。（120の項から成る。）

【別表第2（一部抜粋）】

【第1欄】	【第2欄】	【第3欄】	【第4欄】
情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
26 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの
	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

条例に基づくマイナンバー利用のイメージ

(別紙)

- 条例に定めるマイナンバーを利用する事務については、番号法における別表第1及び第2の詳細を定める主務省令のすべてが示されていないため、事務の例に関しては今後変更する可能性があります。

(1) 法定事務以外の事務におけるマイナンバー利用

ア 法定事務と一体的に実施される事務

※ 療育手帳の交付に関する事務などへの利用が想定されます。(「身体障害者手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」の交付に関する事務については法定事務ですが、「療育手帳」の交付に関する事務は法定事務に含まれていません。)

【社会保障・税・災害対策に関する事務】

<法定事務>

- ・番号法で定められたマイナンバーを利用できる98の事務(地方税、生活保護、介護など)

[平成28年1月からマイナンバー利用開始]

<条例で定める事務>

- ・法定事務には含まれていないが、法定事務と一体的に実施されている事務であって、マイナンバーを利用しないと事務の遂行に支障をきたすこととなるもの

[平成28年1月からマイナンバー利用開始]

イ マイナンバーを使った他都市等との情報のやりとりにより、行政の効率化や市民の利便性の向上等につながる事務

※ 重度障害者医療費助成制度、小児医療費助成制度、小児ぜん息患者医療費支給事業などへの利用が想定されます。

【社会保障・税・災害対策に関する事務】

<法定事務>

- ・番号法で定められたマイナンバーを利用できる98の事務(地方税、生活保護、介護など)

[平成28年1月からマイナンバー利用開始]

<条例で定める事務>

- ・行政の効率化、市民の利便性の向上等につながる事務

[※平成29年7月を目途にマイナンバー利用開始]

※ 他都市等との間の情報連携が始まることでマイナンバー利用の効果が出ることから、この事務は情報連携が開始される平成29年7月までに条例に定めます(条例改正で対応)。

ウ 条例への定め方

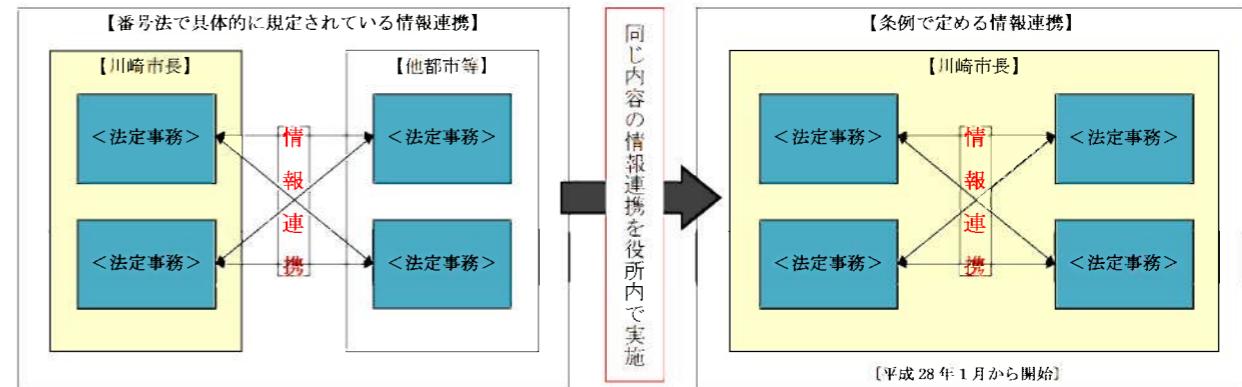
アトイの事務について、条例に個別具体的に定めます。

(例)

マイナンバーを利用する機関	マイナンバーを利用する事務
市長	療育手帳の交付に関する事務
市長	川崎市重度障害者医療費助成条例による重度障害者に対する医療証の交付又は医療費の助成に関する事務
市長	川崎市小児医療費助成条例による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務
市長	川崎市小児ぜん息患者医療費支給条例による医療費受給証の交付又は医療費の支給に関する事務

(2) 役所内の情報連携のためのマイナンバー利用(法定事務関係)

ア 番号法別表第2に定められた情報連携と同じ内容の情報連携



イ 番号法別表第2に定められていない内容の情報連携

行政の効率化や市民の利便性の向上等につながるものに限り、役所内において、法定事務を処理するために、他の法定事務との間で情報連携を行います。

ウ 条例への定め方

- ・アの情報連携については、番号法別表第2に定められた情報連携と同じ内容の情報連携を役所内で実施できることを包括的に定めます。
- ・イの情報連携は、条例に個別具体的に定めます。

(例)

情報連携を行う機関	情報連携を行う目的(事務)	連携する情報
市長	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	地方税の賦課・徴収に関する情報

(3) 役所内の情報連携のためのマイナンバー利用(独自事務関係)

ア 独自事務を処理するための情報連携

行政の効率化や市民の利便性の向上等につながるものに限り、役所内において、(1)の条例で定める事務を処理するために、法定事務等との間で情報連携を行います。

イ 条例への定め方

アの情報連携は、条例に個別具体的に定めます。

(例)

情報連携を行う機関	情報連携を行う目的(事務)	連携する情報
市長	川崎市重度障害者医療費助成条例による重度障害者に対する医療証の交付又は医療費の助成に関する事務	地方税の賦課・徴収に関する情報
	後期高齢者医療保険被保険者の資格等に関する情報	
	身体障害者手帳の交付等に関する情報	